

桓武朝における「国忌」についての一考察

利行 樞美

はじめに

国忌は前代の天皇の忌日に弔意を表し、忌日に、官で定められた寺院で追善供養の齋会を行うもので、国忌日は養老儀制令太陽虧条によつて、廢朝・廢務が規定されていた。

①養老儀制令 太陽虧条

凡太陽虧。有司預奏。皇帝不_レ視_レ事。百官各守本司。不_レ理_レ務。過_レ時乃罷。皇帝二等以上親。及外祖父母。右大臣以上。若散一位喪。皇帝不_レ視_レ事。三日。国忌日。謂。先皇崩日。依別式。合廢務者。三等親。百官三位以上喪。皇帝皆不_レ視_レ事。一日。どの天皇の忌日を国忌として認定するかという点に関しては、国忌指定の記事がすべて残っているわけではない。

大宝二年（延暦十年）までの間で国忌指定の記事が残っているのは、天武・天智・草壁皇子・藤原宮子・光明子・施基皇子・紀椽姫の七人のみである。それは、中村一郎氏²⁾がいうように「国忌の記事がないのは先皇の崩日を国忌とするという令の制度があるので特別に記載しなかつた」ためと考えられる。また令には、国忌日は先皇の崩日とあるので天皇以外の人については原則として国忌指定はされなかつたと推測される。

この国忌の成立に関して先ず重要な史料は二つである。

②日本書紀 持統二年二月十六日乙巳条

詔曰、自_レ今以後、每_レ取_レ国忌日、要須_レ齋也。

③日本書紀 持統七年九月十日丙申条

為_レ淨御原天皇、設_レ無遮大會於内裏。繫囚悉原

遣。

史料③の日付は天武の忌日に一日遅れてはいるものの、齋が行われていたことと、持統二年の詔が守られていたことを示している。廃務こそまだ行われてはいないが、この時期天武天皇の国忌日は確実に存在していたことが確認できる。

滝川政次郎氏は『京制並びに都城制の研究』³⁾の中で、国忌を制度化することは持統からはじまり（このことは各氏共通）、養老儀制令にある条文は、その条の集解に古記が引かれているので大宝令に存したことは明らかであると、し、

天智の忌日を国忌日としたのは、天智天皇の皇女である持統天皇のお力であったと思う。奈良時代に最も大切にされたのは、天武天皇の国忌日と大内山陵とであって、大内陵に物を献じた記事は、統紀に畳見するが、山科陵に物が献じられたのは、天平勝宝六年三月に只一回あるのみである。

と述べている。

これまでの国忌研究では、国忌制度の開始時期とともに、国忌の改廃や、国忌の行事内容などが明らかにされ、国忌

がその天皇に対する評価として重視されてきた。特に、桓武天皇が国忌を再編（省除）するという延暦十年の政策は、天皇の皇統の問題として注目され、「天武系から天智系へ」という皇統の交替と絡めて論じられることが多かった。しかしながら長い間、廃務それ自体の検討はなされていなかった。こうした中で、初めて廃務を取り扱った藤堂かほる氏の研究⁴⁾が注目される。藤堂説の特徴は、奈良時代の国忌日廃務遵守の検討から、八世紀の先帝意識を採った点にある。その要点を列挙すれば

a、範とされた唐では国忌廃務が高祖の忌日に際して創出され、初代皇帝高祖が至高の存在として重視されていたことを受けて、日本においての先帝は天智天皇であるとしている点、

b、国忌日記事の検討から、八世紀の国忌廃務制度においては天武天皇が唯一至高の権威とされていた形跡はみられず、天智の方が名実共に最高の地位を占めていたとしている点、

c、奈良時代は必ずしも天武系の時代とはいえず、光仁・桓武朝における天智系皇統意識の成立は同時に、「皇統意識」そのものの成立でもあったとしている点、

である。そして、律令国家における国忌廃務という制度が、国家統治者としての近代先帝を祀る国家祭祀として位置づけられていたとし、律令国家の初代皇帝として遇されたのは天智天皇であると結論づけしている。つまり、藤堂説が成り立つならば、「天武系から天智系へ」という皇統の交替という通説の見直しがせまられるのである。果してそれは妥当なのであるうか。以下、藤堂氏の論点をとりあげ、検討を加えることとする。私は、藤堂氏が検討されたように、国忌日の記事を検討することは、各天皇の個性を明らかにする一つの手がかりになると考えている。

そこで本稿においてはまず、奈良時代（称徳朝まで）の国忌の特徴と先帝意識を確認する。その上で桓武朝における国忌日記事の内容と、天武忌日における桓武天皇の姿勢に考察を加えていくことにしたい。それらの検討から、奈良時代は天智・天武の二帝が先帝として位置づけられており、天武天皇の血筋が重視されていたこと、桓武天皇は延暦元年から天武系皇統を否定しており、国忌制度を利用して官人達の「先帝Ⅱ天武」という意識の変革を行っていたこと、そして、延暦十年はまさに皇統が「天武系から天智系へ」とうつつたことを国忌の面から宣言した年であるこ

とを明らかにする。

一、国忌制度の成立

(1) 国忌設置について

国忌の語義について、古瀬奈津子氏は³⁾統紀に

④ 続日本紀 天平勝宝八歳六月二十二日甲辰条

勅。明年国忌御斎。応^レ設^レ東大寺。其大仏殿歩廊者。宜^レ令^レ六道諸国营造。必會^レ忌日。不可^レ怠緩^一。

とあることから、「奈良時代までは一周忌をも国忌と称しており、一周忌と国忌の名称の区別がまだ成立していない」としている。

また、藤堂氏によると「律令国家の国忌日は、すべて廃務とされた」可能性があるという。私は各氏の指摘を踏まえ、それぞれの天皇忌日廃務の遵守状況から、国忌日として定められた年を推定したいと思います。ただ、ここで一つ問題になるのは「廃務」とはいかなるものであったかという点である。藤堂氏がいうように「六国史には国忌廃務が明

記された記事はほとんどなく、廢務の実情を史料から直接確認することはできない」のである。『公事根源』には

⑤ 廢朝廢務といふ事有、廢務は、諸司政をせずといへり、是は一日をかぎりて、天下諸司の政をとめらる、是數日に及びて、万機の政を捨てかれては、かなふべからざる故に、一日をかぎりて廢務日とは申也、

とある。しかしながら時代が下った史料なので、あまり参考にはできない。そこで本稿では藤堂⁽⁶⁾氏が

国忌が節日に重なつた場合など、節が停廢されたことはよく知られている。また政務の場合、記事がなければ、少なくとも正史⁽⁷⁾に記すべき重要な案件の処理は行われていなかつたと推定される。但し、唐六典の遠忌日規定同様、廢務日といえども「軍務急切」の場合などは例外とされた可能性もある。従つてその逆のケース、すなわち小事を、廢務を無視してまで処理したとは考えられない。このように廢務が遵守されていたならば、国忌日には政務・儀式記事は存在しないと推定される

としたことに依拠することにする。そのうえで数年間を一つの基準とし、天皇崩年以後の十年間、忌日に記事が存在

しない場合には崩年の翌年（一周忌）を国忌指定年と判定した。

表Ⅰから、奈良時代の天皇国忌日は、その殆どが十年間、あるいはそれ以上廢務が遵守されており、国忌は一周忌である崩年⁽⁸⁾の翌年から設置されていたことが判明した。よつて延暦十年の時点での国忌は、表に見える通り十六である。以下、このことを踏まえ、論をすすめていくことにする。

(2) 廢務国忌の採用

日本における国忌の語の史料上の初見は、

⑥ 日本書紀 持統元年九月九日庚午条

設 国忌齋於京師諸寺⁽⁹⁾。

である。藤堂氏はこの記事について、天武の一周忌法要が「国忌」という言葉で表されたものと見るべきであり、先帝の忌日祭祀としての国忌設齋の開始記事とはいえないとし、史料②の詔によつて国忌設齋が制度化されたと見ており、「国忌設齋の継受は、それまでに日本に存在しなかつた定期的な先帝回顧システムの創出であつた」としている。

先に掲げた史料③からも、持統二年二月十六日詔が、国忌の制度化であったことがわかる。次に問題になるのは次の記事である。

⑦統日本紀 大宝二年十二月二日甲午条

勅曰、九月九日、十二月三日、先帝忌日也。諸司当是日、宜為廢務焉。

この勅が出された二十日後に持統太上天皇が崩御する。そのため、持統の夫と兄の二人の国忌を厳格に実施するよう改めて勅したものとみられ、持統天皇の意向が反映されている可能性が高い。ここでは天智・天武両天皇を並べ「先帝」としていることは興味深い。藤堂氏は史料⑦について、

明らかに翌日の天智の忌日を意識した決定であり、廃務の施行がその年の天智の忌日に間に合うように出されているのである。このように大宝律令施行に際しては廃務対象に指定されたのは、天武・天智の忌日であった。しかもはじめての律令国家の国忌廃務は、大宝二年十二月三日の天智の忌日に際して実施されたものがある。(中略)天智がそれ以前とは異なり、少なくとも天武と同格の先帝であることを公式に認め、国家祭祀システムにおける天智の地位を確立したものと見え

よう。

と指摘している。天智天皇崩御後にすぐ壬申の乱が勃発し、天智の忌日の設斎・追善法要は行われた形跡がない。天武天皇に関しては、前掲史料②・③のとおりであるから、天智の忌日設斎は国忌指定・国忌廃務という形で文武朝になって初めて行ったと考えられる。藤堂氏が「この二国忌がその後の先帝忌日に勝る廃務率を示していることは、天智・天武の二帝が、いわば律令国家の祖宗として重んじられていたことの現れといえよう」とされているのは首肯すべきものである。

元明天皇の時代には

⑧統日本紀 和銅二年二月一日戊子条

詔曰。筑紫觀世音寺。淡海大津宮御宇天皇、奉為後岡本宮御宇天皇。誓願所基也。雖累年代。迄今未了。宜大宰商量充驅使丁五十許人。及逐閑月。差發人夫。專加檢校。早令營作。

とあり、天智に関して特に反発などはなかったと思われる。しかし、藤堂氏が称徳朝の末年(七七〇)までの天武忌日に政務・儀式記事が二件存在することを挙げ、

一般に天武系系統の時代といわれるこの時期に、天武

の忌日の廢務は天智ほど遵守されていなかつた形跡が見られるのである。このことは、奈良時代を天武系の時代として捉える従来の見方に、再考を促すものではないか。

と国忌日の面から天武より天智が重視されていたとしている点は、私には疑問がある。そこで、次章では天智・天武忌日記事の比較検討を行うことにする。

二、廢務記事から見える天智・天武の位置づけ

(一) 天智・天武忌日記事について

次に掲げるのは、大宝二年(稱徳朝の未までの天智(十二月三日)・天武(九月九日) 国忌日の統紀の記事である。

⑨ 続日本紀 慶雲二年九月九日丙戌条

置 八咫鳥社于大倭国宇太郡^二祭^レ之。

藤堂氏はこの記事を廢務に抵触するものとしたが、この記事は地方のことであると考えられるため、中央の役人が廢務を守っていないとは言えないと考える。次は、

⑩ 続日本紀 養老七年九月九日辛未条

熒惑入 太微左執法中^一。

この記事は、火星の位置の異変で自然現象であり、廢務には全く抵触しない。次に

⑪ 続日本紀 天平十三年九月九日丙辰条

為^レ供 造管^一。差^レ發大養徳。河内。摂津。山背四国役夫五千五百人^一。

造管は地方のことであると考えられ、この記事からも中央の役人が廢務を破っていたとは言い切れない。

今、三つの記事を見てきたが、藤堂氏が廢務に抵触するとした⑨・⑪の記事はいずれも廢務に抵触しないと見るべきである。つまり、七〇二〜七七〇年の間に廢務に抵触する天武天皇の国忌日の記事は、一件も存在せず、廢務が遵守されていたことを推測させるのである。さて、次は天智国忌日記事の方に目を移そう。

⑫ 続日本紀 宝龜五年十二月三日戊辰条

復 從五位下山辺真人笠属籍^一。

天智国忌日記事はこの一件のみである。よって、天智天皇国忌日は、天武国忌日と同様に、廢務が遵守されていたことが窺える。文武天皇一年には

⑬ 続日本紀 文武天皇二年正月十九日庚辰条

遣_二直廣參士師宿禰馬手_一。献_二新羅貢物于大内山陵_一。
とあり、元正天皇の養老六年には

⑭ 続日本紀 養老六年十二月十三日庚戌条

勅奉_二為淨御原宮御宇天皇_一造_二弥勒像_一。藤原宮御宇
太上天皇_一積迎像。其本願縁記。寫以_二金泥_一。安置仏
殿_二馬_一。

とあり、天武天皇が最も大切に扱われていたことを示す史料は数多い。藤堂氏が天智の忌日に麿務が厳守されていたことをもって、「八世紀において、天智が律令国家の「基業を開」いた天皇として位置づけられていたことを示すものと考えられる」としているのは理解できるが、藤堂氏が「両天皇の忌日における記事の多寡で比較するのは妥当ではなく、麿務に抵触するか否か、でみると、そのどちらも中央の官人の麿務が徹底されているのである。「天智の方がより重要視されていた」とはいえないのである。あくまで奈良時代の先帝は天武・天智の二人である。

(2) 草壁皇子忌日記事と国忌

奈良時代に天武天皇が重視されていたことの手がかりと

して、草壁皇子の忌日に注目したい。文武天皇の慶雲四年四月十三日庚辰条には「以_二日並知皇子命薨日_一始入国忌。」とあり、血筋のうえで天武天皇第一皇子である草壁皇子忌日が国忌に編入され、律令国家の「先帝_二天武_一」という意識はここからも汲みとれる。加えて、文武治世下では壬申の功臣を理由に贈位されている人物が六人にのぼる。瀧浪貞子氏^⑩は『日本古代宮廷社会の研究』の中で

天武と持統の嫡子である草壁皇子は、「不改常典」の論理のなかで意図的にクローズアップされた嫡系の始祖であり、草壁皇統の意識は「不改常典」の論理的帰結であったといえよう。ただし草壁が持ち出されるのはあくまでも皇統上のことであり、現実には草壁に対する敬意や追慕といった観念はせいぜい子の文武にみられるだけで、むしろ天智や天武には遠く及ばない。

としている。草壁皇子国忌日を見ると、七〇七〜七七〇年までに麿務に抵触する記事は

⑮ 続日本紀 天平十六年四月十三日丙午条

紫香染宮西北山火。城下男女数千餘人皆趣伐_レ山。然後火滅。天皇嘉_レ之。賜_レ布人一端。

の一例のみである。火が出たのは自然現象であり、布を賜つ

たことは廢務に抵触するかもしれないが、このことが草壁の忌日を無視しているとはいえない。草壁皇統を意識していた天武系天皇―称徳天皇までは、天武・天智国忌日とともに草壁国忌日にも廢務を徹底していたのである。

つまり、奈良時代は天智・天武兩國忌日が最も重視され、両者は先帝として位置づけられ、加えて天武天皇の血筋が重視されていたことは明らかである。したがって、藤堂氏の「天武忌日の廢務は天智ほど遵守されていなかった形跡が見られるのである。このことは、奈良時代を天武系の時代として捉える従来の見方に、再考を促すものではないか。」という説はあたらない。藤堂氏の指摘した「大宝二年から称徳末年までの約七十年間は、(中略)おむね国忌廢務が遵守」されていることが奈良時代の国忌日における廢朝・廢務の特徴であり、それは、当時の官人達の間「先帝「天武」の構図が十分に行き渡っていることを語っている。奈良時代は藤堂氏という天智天皇の時代ではなく、やはり天武系の時代であるといえよう。

三、光明子・藤原宮子国忌編入について

(1) 恵美押勝と国忌

⑩続日本紀 天平宝字四年十二月十二日戊辰条

勅。太皇太后・皇太后御墓者。自_レ今以後、並称山陵。其忌日者亦入_レ国忌例、設_レ齋如_レ式。

これは光明子と藤原宮子忌日の国忌編入記事である。藤堂氏は「このことは、一般に恵美押勝政権下における藤原氏権威の高揚政策の一環として位置づけられている。しかし、この時点における皇后の国忌編入は、むしろ国忌の唐風化として捉えるべきである。」としている。その理由として

I 宮子が没した時点で忌日の国忌編入がなされていないのは、宮子が政治的な役割を果たした形跡が見られず、単に天皇の生母という血縁のみでは、その忌日を国忌とすることができなかった

II 皇后忌日の国忌編入への道を開いたのは血縁原理ではなく、光明子の「先帝」並の実績である

III 恵美押勝の乱後も皇后忌日の国忌編入は慣例として定

着していく

ことを挙げ、まとめとして

この時期は、皇位の嫡系継承の成立により、先帝祭祀も唐と同様、天皇・皇后をペアで祀ることが求められる段階に到達していたのであり、初めての令制皇后である光明の死がその契機となったのも、当然のことといえよう

としている。以下この点について検討する。⑯の勅と同年の八月七日に贈位・贈官された人物がいる。まとめると、

i 県犬養宿禰三千代 正一位・大夫人

ii 藤原朝臣武智麻呂 太政大臣

iii 藤原朝臣房前 太政大臣

となる。服藤早苗氏^⑰によると

これらの国忌編入で注目されるのは、その設置がいずれも崩日とは関係のない十二月に行われたことである。十二月とはまさに荷前儀式挙行月であり、この十二月に勅が出されたのは、国忌と対応する「別貢幣」対象陵への編入であったことを示しているよう。

とされている。藤堂氏が指摘するように、恵美押勝の乱後も皇后忌日国忌編入は慣例となるが、宮子・光明子の国忌

十別貢幣対象陵への編入、藤原氏に対する贈位・贈官という事実を考慮すると、やはり国忌の唐風化というよりも、藤原氏権威の高揚政策の一環として捉える方が妥当なのではないかと思う。

(2) 不比等の墓と忌日

ところで、藤原氏の贈位贈官をみて気になる点がある。それは「藤原不比等の忌日はいかなる扱いになっていたか」ということである。服藤氏^⑱は、八世紀の十数例存在する山陵奉幣記事に言及した際、藤原不比等墓について触れ、

「別貢幣」対象陵墓に常に多武峰墓が入っていることからして、この頃（天平元年―筆者註）国忌と対応する山陵と不比等墓への特別の処遇がすでに成立していると考えられ、藤原氏の特別視がうかがえる。（中略）八世紀の中葉には、前代から存在した「常幣」に加えて国忌に対応する先皇陵と不比等墓への奉幣使派遣としての「別貢幣」が確実に成立している。

と指摘している。私は、史料①の「三等親。百官三位以上喪。皇帝皆不_レ視_レ事一日」と、服藤氏の指摘を受けて、天皇

の側近や重用された官人の忌日も国忌に近い扱いを受けたのではないか、また、天皇の各故人に対する追慕を追うことで天皇の性格や個性が僅かながらも見えてくるのではないかと推測した。そこで七二一〜八〇六年までの藤原不比等忌日を追ってみると、興味深いことが判明した。七二一年（称徳朝（七七〇））間での不比等忌日の記事は二件である。

⑰ 続日本紀 天平二十年八月三日辛丑条
近江播磨飢。賑給之。賜外從五位下高市大国連姓。

⑱ 続日本紀 天平宝字八年八月三日戊辰条
節部省北行東第二雙倉灾

⑰の改氏姓は廃務に抵触すると思われるが、⑱については関与しない。一方、光仁・桓武朝になると不比等忌日の記事は九例と増加し、廃務されなくなるのである。つまり、藤原不比等の忌日は奈良時代には国忌に準ずる扱いをうけ、光仁・桓武天皇の時代になると、そうではなくなるのである。また、不比等の墓が見える二つの記事をここに挙げる。

⑲ 続日本紀 天平二年九月二十五日丙子条

遣使以渤海郡信物。令献山陵六所。並祭。

故太政大臣藤原朝臣墓。

⑳ 続日本紀 天平勝宝七年十月二十一日丙午条

（前略）遣使於山科。大内東西。安古。真弓。奈保。山東西等山陵。及太政大臣墓。奉幣以祈請焉。

このように不比等の墓は、天智・天武持統山陵と並んで奉幣されており、史料㉔の時点では、ここに見える山陵のすべてが国忌へ編入されており、国忌と山陵はやはりセツトになっていると考えられる。

これらのことを踏まえると、藤原仲麻呂は天平宝字四年に宮子・光明子の国忌編入を行った時に、あるいは、不比等につづく藤原氏も対象として意識していたのかも知れない。それは何のためかといえば、もちろん藤原氏権威高揚のためである。特に光明子は皇后であり、国忌編入の立場に最も近い存在であった。仲麻呂はこのことを利用したのである。藤原宮子・光明子・藤原武智麻呂・房前は不比等の子であり、県犬養三千代は不比等の妻である。天平宝字四年に名が挙げられたこの五人は、いずれも不比等に関わっており、一連の贈位・贈官、国忌・山陵への編入の背景には、藤原不比等の存在が欠かせないとも考えられる。

四、桓武天皇と国忌省除の意義

さて、以上のように天智・天武国忌日記事の比較検討、宮子・光明子国忌編入、不比等忌日について考察を加えてきた。大宝二年（称徳朝）までの間に先帝とされてきたのは、天智・天武の二人であり、この二人の国忌に優劣はなく、草壁皇子国忌日・天武系天皇の廃務遵守から、この時期は天武の血筋が重んじられていたことを確認した。以下では、桓武朝の国忌について考察をしていきたいと思う。

(1) 延暦十年の国忌省除令について

桓武天皇によつて延暦十年、国忌に大きな改革が行われた。

②続日本紀 延暦十年三月二十三日癸未条

太政官奏言。謹案「礼記」曰。天子七廟。三昭三穆与
太祖之廟「一而七。又曰。舍「故而諱」新。注曰。舍「
親盡之祖」。而諱「新死者」。今国忌稍多。親世亦盡。
一日万機。行「事多滞。請親盡之忌。一從「省除」。
奏可之。

いわゆる延暦の国忌省除令である。この国忌省除については中村一郎氏^⑬、林陸朗氏^⑭、服藤早苗氏^⑮、藤堂かほる氏^⑯、中西康裕氏^⑰、堀裕氏がそれぞれ言及している。

まず中村氏は、延暦の省除は中国の影響を受けているが、その定数は中国の宗廟の数と異なるので、日本独自の事情によるものだとした。次に林氏は、延暦の省除令は『続日本紀』延暦九年十二月一日条に関わるとする。すなわち

②続日本紀 延暦九年十二月一日壬辰条

詔曰。春秋之義。祖以「子貴。此則礼經之垂典。帝王之恒範。朕君「臨寓内」十一年於茲」。追尊之道。猶有「闕如」。興言念「之。深以懼焉。宜「朕外祖父高野朝臣。外祖母土師宿禰。並追「贈正一位」。其改「土師氏」。為「大枝朝臣」。夫先「秩「九族」。事彰「常典」。自「近及「遠。義存「曩籍」。亦宜「菅原真仲。土師菅麻呂等同為「大枝朝臣」矣。

この中の「夫、…曩籍」という天皇の意向と合致するもので、唐制の天子七廟と国忌とがこの省除に当たつて結合され、その定数は天子七廟に合わせたものとした。

服藤氏は天子七廟制を取り入れたとする林氏の論に依拠しながら、この改革の主眼は国忌や『別貢幣』対象陵墓を

自己の直系祖先にのみに限定することで家の祖先祭祀を創設し、自己の王朝の正統性を表明するのが目的であったとしている。

一方藤堂氏は、国忌の宗廟制の導入については異論がないが、『親尽之忌』は天皇の『私父母』の忌日の国忌編入によってもたらされる、国忌対象者の対応策であるとし、服藤氏が日唐の国忌の総数の比較から政務の停滞を建前としている点に再考を促している。そして、延暦の国忌省除は、光仁朝に始まる廢務不履行の実態の追認として位置づけるべきであり、政務の遅滞防止を求める太政官側と、近代先帝祭祀の宗廟制的再編を望んだ桓武の意思、一致によって実施されたと考えられるとした。

中西氏は、延暦の省除は、表向きは政務が滞るからとあるが、天武系から天智系へと皇統が移って、天智・光仁を祖・中祖と位置づける新王朝意識に基づく改廢だとしている。これは留めておきたい指摘である。

従来の中でこの省除令は、中西説に典型的にみられるように、天武系から天智系へという皇統の交替と絡めて論じられることが多かった。国忌という制度からみて皇統交代説に異を唱えたのが堀裕氏である。

堀氏は「平安初期の天皇權威と国忌」の中で、延暦十年国忌対象者リストが七人に固定したという林説を批判し、実際は八人又は六人の可能性もあったと述べた。更に『新撰年中行事』から、『弘仁式』に高野天皇の国忌が記載されている事を導き出し、延暦の国忌省除は天智天皇を始祖としつつ代々の天皇を重視しない点で他の施策と共通するとし、天武から天智へという皇統交代説は成り立たないとしている。

今、六氏の論を見てきた。延暦の省除が桓武天皇による中国政治思想導入が関わっていることについては各氏とも異論がないと見える。藤堂氏が主張する、光仁朝に始まる廢務不履行の実態の追認というのも、表Ⅱにみえるように、光仁朝に国忌日の政務・儀式記事は十五例存在し、表Ⅲにみえる大宝二年く称徳朝末の十一例から著しく増加しているため、うなずける。しかし、それが「天武系から天智系へ」という皇統の交替を否定しうる根拠にはなり得ないと私は思う。以下では桓武天皇の国忌に対する姿勢を確認していきたい。その上で、堀氏の指摘に言及したいと思う。

(2) 桓武朝初期の国忌と廃務

天応元年、桓武朝の始まりの年である。この年の『続日本紀』には四名の国忌日に記事が残っている。光明子・文
武・宮子・元明である。

⑲ 続日本紀 天応元年六月七日甲午条(光明子)

從五位下塩屋王為主殿頭。外從五位下小塞宿禰弓張為内掃部正。

⑳ 続日本紀 天応元年六月十五日壬寅条(文武)

授命婦從四位下藤原朝臣教貴正四位下。

㉑ 続日本紀 天応元年七月十九日丙子条(宮子)

河内国言。尺度池水以今月十八日。自巳至西。變成血色。其臭甚羶。長可二町餘。広司三文。

㉒ 続日本紀 天応元年十二月七日辛卯条(元明)

授從五位下紀朝臣宮人正五位下。

これらの記事の中で㉑は、この日は河内国の報告のみで、内容が国忌日の報告としてはふさわしくなく、地方の官人については国忌日廃務を行っていないことがうかがえるが、中央の官人の廃務には必ずしも抵触しない。その他

の記事については、いずれも任官と叙位であり、明らかに廃務が守られていない。元明天皇国忌日について述べると、光仁・桓武朝になって初めて儀式記事が見出されるという特徴がある。

次に、光仁天皇が亡くなった直後、延暦元年に存在する忌日記事についてみていく。国忌日に記事が残っているのは、草壁・志貴・天武の三人である。まず、草壁・志貴国忌日記事を挙げる。

㉓ 続日本紀 延暦元年四月十三日乙丑条(草壁)

授正六位上文直上外從五位下。

㉔ 続日本紀 延暦元年八月九日己未条(施基)

遣治部卿從四位上壹志濃王・左中弁從四位下紀朝臣古佐美・治部大輔從五位上藤原朝臣黒麻呂・主税頭從五位下榮井宿禰道形・陰陽頭從五位下紀朝臣本・大下記外從五位下朝原忌寸道永等、六位已下解陰陽者合十三於大和国。行相山陵之地。為改葬天皇也。

史料㉓については、叙位であり廃務をしていない。㉔は光仁天皇を改葬するための山陵地を相した記事であり、光仁の父である志貴皇子の国忌日に行ったことは別段不可解

であるとも思われない。むしろ志貴皇子への改葬の報告も兼ね、桓武天皇が敢えて志貴国忌日に合わせたとも考えられる。この記事が廢務に触れるかは判断を保留しておく。

吉川真司氏²⁹はこの記事について「わざわざ忌日を選んで派遣したのは、施基の田原山陵を強く意識して、その近傍で適当な場所を探させたためと考えるのが自然」であると、

ここに示された桓武の意志は、(中略)光仁天皇陵を施基皇子陵と不可分のものに改め、施基―光仁―今上

(自分)という直系系譜を鮮明にしようとする強烈な意志であろう。(中略)桓武による直系系譜の重視は、天応二年八月まで遡らせて考えねばならない

としている。また、延暦四年十月庚午(八日)に山科山陵・田原山陵・後佐保山陵に早良廢太子を奉告した記事³⁰について、従来は山科Ⅱ天智、田原Ⅱ光仁、後佐保Ⅱ聖武という解釈がなされていたが、吉川真司氏は後佐保山陵は光仁陵のことであるとして聖武陵説を否定している。つまり、ここに見える山陵は天智、施基、光仁のことであると述べている。私も国忌の検討結果から吉川説を支持する。

桓武のこの強烈な意識は天応二年(七八二)八月十九日

の延暦改元を経て、延暦元年九月九日・天武国忌日にも繋がっていくと考える。その天武国忌日の記事を次に掲げよう。この記事を見ながら、光仁天皇の宝龜十一年まで天武天皇国忌日には廢務に抵触する記事が一件も存在しなかったことを思い出してもらいたい。

²⁹続日本紀 延暦元年九月九日戊子条(天武)

以從五位上藤原朝臣黑麻呂為右中弁。從五位下廣川王為右大舍人頭。正五位下榮井宿禰養麻呂為陰陽頭。從五位上大中朝臣繼麻呂為治部大輔。從五位上多治比真人年主為大藏大輔。神祇伯從四位上大中臣子老為兼右京大夫。從五位下積殖王為右兵庫頭。從五位下甘南備真人淨野為肥前守。

この記事が光仁天皇が崩御してから最初の天武天皇忌日のものである。桓武天皇は自らの治世の初めに、光仁天皇も破らなかつた天武国忌日廢務を遵守しなかつたのである。

以上、天応元年・延暦元年の忌日記事について見てきた。桓武天皇は自らの血筋から、文武天皇につづく歴代天皇の草壁皇統意識を痛いほどよくわかっていたと考えられる。そのため、天武系皇統のいわば中継ぎ役として拔擢さ

れた父・光仁天皇が亡くなった翌年、一般には「生母の血筋のいやしいことから皇位につなげて考えられることになかった」桓武天皇は、これまでの天武重視という常識を打破しようと決意するのである。そうでなければ桓武天皇はわざわざ天武天皇の国忌日に任官を行ったりはしないであろう。更に桓武は延暦元年の草壁皇子忌日にも叙位を行っている。私は天武重視という奈良時代の官人たちに浸透している常識を打破する突破口となったのが史料⑳であると推察する。

そしてついに史料㉔・㉕に見えるとおり、桓武天皇は天武天皇国忌日に任官を執行するに至ったのである。大々的でおそらく周囲の官人達には寝耳に水であったに違いない。こともあろうに、奈良時代のどの天皇も廃朝・廃務を遵守してきた九月九日・天武天皇忌日である。それを解つていながらも史料㉕に見えるとおり実行に移した桓武天皇の、天武系皇統に対する意識は非常に強いものである。その延長線上にあるのが、延暦十年の国忌省除であろう。

以上のことから、桓武天皇は天武系天皇の国忌を、その治世の初めからそれほど遵守していなかったこと、延暦元年は桓武天皇が天武系皇統を否定し、自らの所信表明を

行った重要な年であること、そして桓武は、国忌が天皇権力と深く関わる制度であり、「山陵への奉幣・奉告は、先帝に対する顕彰であるとともに、それを行なう天皇の存在や立場を強調する一種の示威行為」（瀧浪貞子）^㉖でもあることを十分認識していた——ということが判明した。なお、図IVは宝亀元年（七七〇）〜延暦十三年までの桓武の皇統意識がみえる事項をまとめたものである。吉川真司氏^㉗は

長岡遷都は桓武の直系皇統意識、あるいは新王朝成立の観念と深く関連していたと考えられる。（中略）光仁改葬と平城廢都は、天智直系皇統の重視、天武―聖武系的要素の廃棄という同一の意図の下に、うまく歩調を合わせながら遂行されたと言いうことができる
と述べているが、その一連の動きの中に国忌の改廃も含まれているのである。

（3）桓武朝の国忌廢務の実態と省除の意義

天応元年〜延暦十年三月までの国忌日政務儀式記事の残存状況を挙げると、

天智〇回 天武一回 持統〇回 草壁二回

文武一回 元明二回 元正〇回 聖武〇回
宮子二回 光明二回 称徳〇回 志貴〇回
紀氏〇回 光仁一回

となつており、十一年間に合計十一例である。内、五件は天応元年、延暦元年の二年の間に存在するが、延暦二・五年の藤原宮子国忌日の記事に注目しておきたい。

③〇 続日本紀 延暦二年七月十九日甲午条

詔以 大納言正三位藤原朝臣是公 為 右大臣。中衛大將如_レ故。中納言正三位藤原朝臣繼繩為 大納言。中務卿如_レ故。從三位大伴宿禰家持為 中納言。春宮大夫如_レ故。正四位下石川朝臣名足。紀朝臣船守並授 正四位上。從五位下笠朝臣名麻呂從五位上。正六位上布勢朝臣大海從五位下。

③① 続日本紀 延暦五年七月十九日丙午条

太政官院成。百官始就 朝座焉。
とあり、宮子国忌日には参議の人事と官人の動きが確認され、廢務は無視されている。

次の表V・VIは、延暦十年三月〜大同二年までの期間における『日本後紀』と、その逸文の国忌日記事の内容を要約し、性格によって三種類に分けたものである。Aは廢務

にかかる記事、Bは判別留保記事、Cは廢務に抵触しない記事である。これらの表からは、延暦十年三月以降、廢国忌日にA記事が増加することがわかる。ただここで一つ気になるのは、天応元年〜大同二年の間に光仁忌日に三例、記事が存在することである。以下この記事を見ていく。

③② 続日本紀 延暦四年十二月二十三日甲申条

故遠江介從五位下菅原宿禰古人男四人給 衣糧。令_レ勤 学業。以 其父侍讀之勞 也。

③③ 続日本紀 延暦八年十二月二十三日庚寅条

勅曰。朕有_レ所_レ思。宜_レ停 来年賀正之礼。又勅。頃者。中宮不豫。稍_レ経 旬日。雖_レ勤 医療。未_レ有 心驗。思_レ歸 至道。令_レ復 安穩。宜_レ令 畿内七道諸寺。十七箇日誦 誦大般若經 焉。

③④ 日本後紀 延暦二十四年十二月二十三日戊午条

山城国乙訓郡白田一町賜 大判事從五位下讚岐公千繼。

③⑤ の記事は、桓武天皇に漢籍を講じていた菅原古人の息に衣糧を給したという内容である。これはA記事ではあるが、光仁忌日に『衣糧を給』すことで、官人に光仁国忌を印象付けることができる。そのため、桓武にとってマイナスには作用しない。

次は③③の記事である。桓武は光仁忌日に、生母・新笠の病のための、全国諸寺に七日間大般若経を誦読させることを命じた勅を出す。この記事からは、桓武が新笠を何としても救いたかったという心情がうかがえる。この勅の五日後に高野新笠は崩す。

この③②・③③の記事からわかることは、桓武が光仁国忌日をあえて選択したということであり、決して光仁国忌日における廃務・廃朝を無視しているわけではない。③④の記事についても同様であると考えられる。天武系天皇国忌日と光仁国忌日とでは、明らかに桓武天皇の扱いに差異が見られるのである。その一例となるのが、延暦十年〜大同元年の間の天武天皇忌日の記事である。以下三件全てを次に挙げる。

③⑤ 日本後紀逸文 延暦十一年九月九日辛酉条
遊^レ獵于大原野。

③⑥ 日本後紀逸文 延暦十七年九月九日乙卯条
遊^レ獵於北野。

③⑦ 日本後紀 延暦二十二年九月九日丁巳条
幸^レ西八條院。

桓武天皇は、わざわざ天武忌日を選んで官人たちを連れ

て遊獵・行幸を行っていると考えられるのであり、この態度の差は歴然である。国忌の省除の翌年、桓武天皇は治世の初めと同様に、あえて天武天皇忌日に行動を起こしているのである。

以上をまとめると、延暦十年三月の官奏にみえる「一日万機行事多滞」は事実であつて、藤堂氏の言う政務遅滞という現状の打破は認められる。しかしそれよりも重要なことは、桓武天皇の、天武系天皇の国忌日の排除・特に『先帝・天武』という官人の意識の変革という意図が、延暦十年の国忌省除には明らかに見てとれるのである。

養老令雑令には、次のように節日の規定がある。

③⑧ 養老雑令・四十条

凡正月一日。七日。十六日。三月三日。五月五日。七月七日。十一月大嘗日。皆為節日。其普賜。臨時聽^レ勅。

嵯峨天皇が即位すると、天武天皇忌日の九月九日には、停止されていた重陽節が行われるようになり、結果的に桓武は天武天皇の否定に成功したのである。桓武天皇は延暦十二年、山陵に平安京遷都の報告を行っているが、

③⑨ 日本後紀逸文 延暦十二年三月二十五日癸卯条

告「遷都由於山陵」²¹、山陵・後出原・先出原

この中には、天智―施基―光仁の山陵が見え、天武系天皇の山陵は、国忌と同様に排除されている。もちろん、この三人のいずれも延暦の国忌省除にはかかっていない。延暦十年で『続日本紀』が終ることも考慮すると、延暦十年はまさに、皇統が天武系から天智系へと移ったことを明らかにした年であるともいえるであろう。

堀氏は、天武系である高野天皇が延暦十年の省除後も国忌として残っていたとしたが、光仁天皇の即位は高野天皇の遺詔によって実現した点を考慮するならば、省除の対象にならなかったとしても不思議ではない。高野天皇を否定することは光仁即位の否定、ひいては桓武自らの即位の否定にも繋がりがかねないからである。

桓武が積極的に否定しなかったのは、史料²⁹・³⁵・³⁶・

³⁷に見える通り、天武天皇国忌日である。そのため、たとえ延暦十年三月以後も高野天皇国忌日が残っていたとしても、それは「天武系」から「天智系」への皇統の交替を覆す事実にはならないのである。それに高野天皇国忌日には、宝亀八年・延暦十一年・大同元年・弘仁五年・弘仁十一年にそれぞれ記事が見え、必ずしも遵守されていたとはいえないのである。

ないのである。

おわりに

大宝二年に天智と天武忌日が国忌廃務とされ、以後、国忌廃務は慣例となる。廃務は「特定の先帝意識を全官人に植えつけるといふ役割を果たすもの」²⁸であり、その各天皇の廃務の遵守状況から、奈良時代は天智・天武の二帝が先帝として位置づけられていたこと、崩年の翌年には国忌が設置されたことが判明した。そして、奈良時代はおおむね国忌廃務が遵守されており、藤原不比等忌日もその墓が山陵と並べられていたことと同様、国忌に近い扱いを受けていたことが忌日記事から確認する事ができた。

そして桓武朝になると、国忌廃務は次第におろそかになり、桓武天皇自身の国忌に対する姿勢が忌日記事から垣間見えるようになる。その姿勢からは、天武天皇に対する強い意識が感じられる。延暦元年は、桓武天皇が天武系皇統を否定し、自らの所信表明をした重要な年であり、その意識が延暦十年の国忌省除・官人の意識変革に繋がっていることは否定できない。延暦十年の省除によって、桓武朝に

おける先帝は天智・光仁へと替わってゆくに至るのである。各天皇の個性を見るために国忌日の記事を追っていくと、あるいは重用された官人の忌日、事件で亡くなった人物の忌日⁽¹⁾をたどることは有効な手段であると考えられる。今回は藤原不比等・桓武天皇に焦点をあてたが、その他の人物については今後の課題として筆をおくことにする。

【注】

- (1) 天武・天智から順番に『続日本紀』(以後統紀と記す)大宝二年十二月二日条、『統紀』慶雲四年四月十三日条草壁、『統紀』天平宝字四年十二月十二日条(宮子・光明子)、『統紀』宝龜二年五月二十九日条(志賀)、『統紀』宝龜二年十二月十五日条(紀氏)
- (2) 中村一郎「国忌の配置について」『書陵部紀要』二号、一九五二年)三頁。
- (3) 滝川政次郎「奈良時代の政治と皇位継承」(『京制並に都城制の研究』角川書店、一九六七年)四九九頁。
- (4) 藤堂かほる「律令国家の国忌と廢務―八世紀の先帝意識と天智の位置づけ―」(『日本史研究』四三〇)。
- (5) 古瀬奈津子「『国忌』の行事について」(『古代文化』四三一五、一九九一年)二頁。
- (6) 藤堂かほる前掲論文(註4)一三頁。以後、註がない場合、藤堂氏の論文はすべて(註4)である。
- (7) 記事の出現率が廢朝・廢務の傾向を表していることは国忌が置かれた天皇と置かれなかった天皇の忌日記事を比較した場合にも明らかである。例として宝龜元年(延暦十年までの称徳天皇国忌日記事(八月四日)と廢帝淳仁天皇の忌日(十月二十三日)を比較すると、淳仁忌日記事は宝龜元年の任官記事を筆頭に六例。それに対し称徳忌日記事は宝龜八年の一例のみである。
- (8) 『統紀』に、光仁天皇崩御の翌年、延暦元年十二月二十三日には「辛未、是日太上天皇周忌也、於大安寺設齋焉」とある。国忌廢務はこの翌年からになるかもしれないが、詳しくは古瀬奈津子氏の「国忌の行事について」を参照されたい。
- (9) 『統紀』文武二年六月二十九日条・大宝三年七月二十三日条(七月二十三日は大友皇子の忌日である)他。
- (10) 瀧浪貞子「孝謙女帝の皇統意識」(『日本古代宮廷社会の研究』思文閣出版、一九九一年)七八頁。
- (11) 服藤早苗「山陵祭祀より見た家の成立過程」(『家成立史の研究』校倉書房、一九九一年)五〇頁。
- (12) 服藤早苗前掲論文(註11)五〇頁。
- (13) 『統紀』宝龜二年八月丙辰条、延暦十年八月辛卯条他
- (14) 令の規定では原則として国忌は天皇の忌日である。そのため不比等の忌日が国忌とされたとは言えない。しかし、記

事の少なさは不比等に対する天皇たちの態度を確かめる一つの手がかりにはなるのではないかと思う。

(15) 中村一郎前掲論文(註2)

(16) 林陸朗「桓武天皇の政治思想」(『平安時代の歴史と文学』歴史編、吉川弘文館、一九八一年)。

(17) 服藤早苗前掲論文(註1)

(18) 中西康裕「古代の皇位継承」(『続日本紀と奈良朝の政変』

吉川弘文館、二〇〇二年)。

(19) 堀 裕「平安初期の天皇権威と国忌」(『史林』八七巻六号、二〇〇四年)。

(20) 吉川真司「後佐保山陵」(『続日本紀研究』三三一、続日本紀研究会、二〇〇一年)。

(21) 『統紀』延暦四年十月八日「庚午、遣中納言正三位藤原朝臣小黒麻呂、大膳大夫從五位上笠王於山科山陵、治部卿從四位上壹志濃王、散位從五位下紀朝臣馬守於田原山陵、中務大輔正五位上當麻王、中衛中將從四位下紀古佐美於後佐保山陵、以告_ト廢皇太子之状」。

(22) 村尾次郎『人物叢書 桓武天皇』(吉川弘文館、一九八七年)。

(23) 国忌の始まりは他でもない天武天皇からである。また、廃務の始まりも天武・天智の二帝からである。よって、初代皇帝に位置づけられた天武をはずすことの意味を考えたときに浮かんでくるのは天武系の否定ではないだろうか。

(24) 瀧浪貞子「桓武天皇の皇統意識」(『日本古代宮廷社会の研究』思文閣出版、一九九一年)一四四頁。

(25) 清水みき「桓武朝における遷都の論理」(『日本古代国家の展開』上巻、思文閣出版、一九九五年)四〇二頁参考。

(26) 吉川真司前掲論文(註20)二六頁。

(27) 中西氏(前掲註18)は、延暦十年国忌省除で聖武天皇が残されたことに言及した際「桓武は光仁を始祖とする新王朝の意識を強烈に打ち出したが、新王朝の正当性は称徳の遺詔、さらには桓武自身が酒人と婚姻して聖武と連結することで保証された」と述べている。

(28) 藤堂かほる前掲論文(註4)

(29) 例えば七月二十三日は大友皇子の忌日であるが、『日本後紀』延暦十九年七月二十三日「己未、詔曰、朕有所思、宜故皇太子早良親王、追称崇道天皇、故廢皇后井上内親王、追復称皇后、其墓並称山陵、令從五位上守近衛小将兼春宮亮丹波守大伴宿禰是成、率陰陽師衆僧、鎮謝在淡路国崇道天皇山陵」とあり、桓武天皇は早良親王に崇道天皇を追称し、井上内親王には皇后の称をもとし墓を山陵とした。(なぜここに他戸親王のことがでていないのかは不明である。)

桓武は大友皇子に早良親王の姿をみたのかも知れない。

(30) 藤原種継の忌日(九月二十三日)を追っていくと、延暦五年(延暦十六年)まで記事は残っていない。藤原百川の忌日(七月九日)を追っていくと、宝龜十一年(延暦十二年)まで、廢務に抵触する記事は存在しない。

(31) 長屋王の忌日である二月十二日は、残っていない。但し、文武元年(神龜五年)の間も一例も記事がない。

【引用文献】六国史については、『新訂増補国史大系』（吉川弘文館）によることを基本としたが、続日本紀については、『新日本古典文学大系』（岩波書店）、日本後紀については『増補六国史』（佐伯有義、朝日新聞社）によった。

【付記】未筆ながら、卒業後も変わらず貴重な御指導と御教示を頂いた寺崎保広先生、在学中に、論文が完成することを信じ、執筆中に多方面で支えてくださった先生方には、記して厚くお礼申し上げます。ありがとうございました。

(表Ⅰ) 国忌指定年

| 天皇 | 国忌指定(年) | | 没年月日 | | 国忌指定～忌日記事所見年数 |
|-----|------------|--------|------------|---------|---------------|
| 天武 | 持統 2(688) | 2. 16 | 朱鳥 元(686) | 9. 9 | 80年(702-782) |
| 天智 | 大宝 2(702) | 12. 2 | 天智 10(671) | 12. 3 | 72年(702-774) |
| 持統 | 大宝 3(703) | | 大宝 2(702) | 12. 22 | 14年(703-717) |
| 草壁 | 慶雲 4(707) | 4. 13 | 持統 3(689) | 4. 13 | 37年(707-744) |
| 文武 | 和銅 元(708) | | 慶雲 4(707) | 6. 15 | 18年(708-726) |
| 元明 | 養老 6(722) | | 養老 5(721) | 12. 7 | 18年(722-740) |
| 元正 | 勝宝 元(749) | | 天平 20(748) | 4. 21 | 12年(749-761) |
| 聖武 | 宝字 元(757) | | 勝宝 8(756) | 5. 2 | 16年(757-773) |
| 宮子 | 宝字 4(760) | 12. 12 | 勝宝 6(754) | 7. 19 | 7年(760-767) |
| 光明子 | 宝字 4(760) | 12. 12 | 宝字 4(760) | 6. 7 | 9年(760-769) |
| 称徳 | 宝亀 元(770) | | 神護景雲(769) | 8. 4 | 7年(770-777) |
| 志貴 | 宝亀 2(772) | 5. 29 | 靈亀 2(716) | 8. 9 | 桓武朝も記事なし |
| 元氏 | 宝亀 3(773) | 9. 13 | 和銅 2(709) | 9. 14 | 7年(773-779) |
| 光仁 | 延暦 元(782) | | 天応 元(781) | 12. 23 | 3年(782-785) |
| 新笠 | 延暦 9(790) | | 延暦 8(789) | 12. 28 | 9年(790-799) |
| 乙牟漏 | 延暦 10(791) | | 延暦 9(790) | 閏 3. 10 | 2年(791-793) |

* 表Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅴ・Ⅵは藤堂氏が作成したものを元にし、私が入手を加えたものである。

(表Ⅱ) 光仁朝における国忌日の政務・儀式記事数

| | | | | | | | |
|-----|----|----|----|----|----|----|------|
| 天皇 | 天武 | 天智 | 持統 | 草壁 | 文武 | 元明 | 元正 |
| 記事数 | 0 | 1 | 4 | 1 | 0 | 2 | 1 |
| 天皇 | 聖武 | 宮子 | 光明 | 称徳 | 志貴 | 紀氏 | 記事総数 |
| 記事数 | 4 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 15 |

(表Ⅲ) 大宝2年～称徳末年までの統日本紀国忌日における政務・儀式記事数

| | | | | | | | |
|-----|----|----|----|----|----|----|------|
| 天皇 | 天武 | 天智 | 持統 | 草壁 | 文武 | 元明 | 元正 |
| 記事数 | 0 | 0 | 4 | 1 | 2 | 0 | 2 |
| 天皇 | 聖武 | 宮子 | 光明 | | | | 記事総数 |
| 記事数 | 0 | 1 | 1 | | | | 11 |

(表Ⅳ) 国忌・災変略年表

| | 年 月 日 | 事 項 |
|----|---------------|-------------------------------|
| 宝龜 | 元(770) 11. 6 | ・井上内親王、皇后になる ・施基皇子に天皇号追称 |
| | 2(771) 1. 23 | ・井上内親王の子、他戸親王を皇太子とすることが公に |
| | 3(772) 3 | ・井上内親王の巫蠱事件 |
| | " 5 | ・他戸親王廢太子(全て井上の責任か?) |
| | 4(773) 1 | ・山部親王(桓武)立太子 |
| | 6(775) 4. 27 | ・井上内親王・他戸親王卒(暗殺か) |
| 天応 | 元(781) 6. 7 | ・光明子国忌日 任官 |
| | 6. 15 | ・文武国忌日叙位 |
| | 7. 19 | ・宮子国忌日、河内国の池水、血色に变じ悪臭を發す |
| | 12. 7 | ・元明天皇国忌日、叙位 |
| 延暦 | 元(782)閏 12. 2 | ・光仁太上天皇死去73歳 |
| | 1. 14 | ・氷上川継事件 |
| | 3. 26 | ・三方王厭魅事件 |
| | 4. 11 | ・造官省の廢止(長岡遷都の方針が打ち出される) |
| | 4. 13 | ・草壁国忌日、叙位、重閣門白狐見。 |
| | 8. 1 | ・光仁太上天皇の喪明け |
| | 8. 9 | ・施基国忌日、光仁天皇の改葬地を相せしむ |
| | 9. 9 | ・天武天皇国忌日、任官 |
| | 2(783) 7. 19 | ・宮子国忌日、任官、叙位 |
| | 4(785) 5. 3 | ・光仁、桓武の諱を避けさせる |
| 延暦 | 9. 23 | ・桓武の父方曾祖父・紀諸人に正一位、太政大臣追贈 |
| | 10. 8 | ・曾祖母道公氏を太皇太夫人、朝臣姓とする |
| | 11. 10 | ・藤原種繼暗殺、早良皇太子を廢す |
| | 12. 23 | ・早良廢太子の事を天智・光仁(施基)・聖武(光仁)陵に奉告 |
| | 5(786) 1. 21 | ・天神を交野に祀る |
| | 7. 19 | ・光仁国忌日、亡父の侍読の功により子に衣料を給す |
| | 10. 28 | ・天智天皇追慕のため近江国滋賀郡に梵釈寺造営 |
| | 6(787) 11. 5 | ・宮子国忌日、太政官院落成、百官初めて朝座に就く |
| | 7(788) 5. 2 | ・光仁天皇を田原へ改葬 |
| | 8(789) 12. 23 | ・天神を交野に祀る |
| 延暦 | 9(790) 1. 15 | ・聖武天皇国忌日、詔して諸社に祈雨せしめ、大雨降る |
| | 2. 27 | ・光明子国忌日、備前国の郡境・駅家の位置変更を許す |
| | 12. 1 | ・元明天皇国忌日、征東大將軍紀古佐美に節刀を賜う |
| | 10(791) 3. 23 | ・中宮不子のために諸寺に読經を命ず |
| 延暦 | 11(792) 4. 21 | ・高野新笠を皇太后と称す |
| | 8. 4 | ・百濟王氏を「朕之外戚」として代表者に授位 |
| | 9. 9 | ・桓武の母方祖父・高野乙繼、祖母土師真珠に正一位を追贈 |
| | 12(793) 3. 10 | ・国忌から、親等の離れた祖先の命日を除く |
| 延暦 | 3. 25 | ・元正天皇国忌日、任官 |
| | 7. 19 | ・称徳天皇国忌日、山城国紀伊郡深草山西面を埋める事を禁ず |
| | 12. 7 | ・天武天皇忌日、桓武大原野にて遊獵(遷都選地のためか) |
| | 13(794) 1. 16 | ・乙牟漏国忌日、參議春志濃王等に伊勢神宮奉幣遷都の由伝える |
| | 10. 22 | ・遷都の由を天智・施基・光仁陵に告げる |
| | 11. 8 | ・宮子忌日、桓武、大原野にて遊獵 |
| 延暦 | 1. 16 | ・元明忌日、太政官、曹に入り水鳥を獲る |
| | 10. 22 | ・征夷事を天智・光仁山陵に告げる |
| | 11. 8 | ・平安遷都 |
| | | ・都を平安京と称す |

* この表は、清水みき「桓武朝における遷都の論理」の表をもとに作成したものである。

(表V) 日本後紀・日本後紀逸文の国忌日記事 (792～807年)

| 年月日 | 対象 | 分類 | 内容 |
|-----------|--------|-----|-------------------------|
| 延暦11(792) | 4. 21 | 元正 | A 任官 |
| | 8. 4 | 称徳 | B 山城国紀伊郡深草山西面を埋めることを禁ず |
| | 8. 9 | 志貴 | C 大雨・洪水 |
| | 9. 9 | 天武 | A 桓武、大原野にて遊猟 |
| 12(793) | 3. 10 | 乙牟漏 | A 参議壹志濃王等に伊勢神宮奉幣、遷都由伝える |
| | 7. 19 | 宮子 | A 桓武、大原野にて遊猟 |
| 14(795) | 12. 7 | 元明 | B 太政官、曹に入り水鳥を獲る |
| | 6. 15 | 文武 | A 桓武、近東院に幸 |
| 15(796) | 12. 22 | 持統 | B 淡路へ配した不破内親王を和泉国へ移す |
| | 6. 7 | 元明 | A 叙位 |
| 16(797) | 7. 19 | 宮子 | B 尾張国賑給、大和河内国人に右京を貫府す |
| | 4. 21 | 元正 | C 僧正善珠卒 |
| 17(798) | 6. 7 | 光明 | A 叙位、朝原内親王が白雀を献ず |
| | 4. 13 | 草壁 | A 大藏省蔵部数40と定め20人に夏冬衣服給 |
| | 6. 7 | 光明 | A 勅 |
| | 8. 9 | 志貴 | C 大風、京中百姓廬舎壊れる |
| | 9. 9 | 天武 | A 桓武、北野にて遊猟 |
| 18(799) | 12. 7 | 元明 | B 畿内官稻を出し、百姓を糶興す |
| | 3. 10 | 乙牟漏 | A 任官 賜姓 伯耆、阿波、讃岐等賑給 |
| | 5. 2 | 聖武 | B 淡路国賑給 |
| | 6. 15 | 文武 | A 勅 |
| | 12. 22 | 持統 | A 任官 |
| 19(800) | 12. 28 | 新笠 | A 和氣朝臣広世、言 |
| | 7. 19 | 宮子 | A 桓武、神泉苑へ幸 |
| | 12. 7 | 元明 | B 大隅、薩摩両国百姓墾田を収す 口分田を授く |
| | 12. 22 | 持統 | A 制 |
| 22(803) | 9. 9 | 天武 | A 桓武、西八条院に幸 |
| 24(805) | 3. 10 | 乙牟漏 | B 伝燈大師勤操度二人、修行満位僧全一人、賜 |
| | 8. 9 | 志貴 | B 地震 最澄殿上を請い悔過読経、仏像を献ず |
| | 12. 7 | 元明 | A 公卿奏議 |
| | 12. 22 | 持統 | A 勅 |
| | 12. 23 | 光仁 | A 賜田 |
| 大同元(806) | 4. 13 | 草壁 | A 右大臣神王等上啓 桓武山陵監護 |
| | 6. 7 | 光明 | A 公卿奏言 |
| | 7. 19 | 宮子 | A 制 |
| | 8. 4 | 称徳 | B 畿内水害、百姓調徭を免ず |
| 大同2(807)* | 5. 13 | | A 聖武皇帝国忌を廃す |
| | 6. 15 | 文武 | C 雹が降る |
| | 9. 9 | 天武 | A 平城、神泉苑に幸 |

(表VI) 続日本紀における国忌日記事 (702~791年)

| 年 月 日 | 対 象 | 分 類 | 内 容 |
|-------------------|-----|-----|-------------------|
| 慶雲 2(705) 9. 9 | 天武 | B | 大倭国宇太郡に八咫鳥社を置いて祭る |
| 靈龜 2(716) 4. 13 | 草壁 | C | 霰が降る |
| 養老 元(717) 12. 22 | 持統 | A | 美濃国の醴泉を京に貢せしむ |
| 7(723) 9. 9 | 天武 | C | 火星の位置の異変 |
| 神龜 3(726) 6. 15 | 文武 | C | 太上天皇不予、天下諸国に放生す |
| 天平 4(732) 12. 22 | 持統 | C | 地震 |
| 12(740) 6. 15 | 文武 | A | 天下大赦・流人送還の勅 |
| 12. 7 | 元明 | B | 行幸途上の移動 |
| 13(741) 9. 9 | 天武 | B | 造宮のため畿内四国の役夫を差発 |
| 16(744) 4. 13 | 草壁 | A | 紫香楽宮の山火事を消した男女に賜物 |
| 17(745) 4. 13 | 草壁 | C | 雨で山火事が消える |
| 19(747) 6. 15 | 文武 | B | 羅城門で雨乞い |
| 天平勝宝 7(755) 6. 15 | 文武 | A | 安芸国、白鳥を献ず |
| 天平宝字 3(759) 12. 7 | 元明 | C | 大伴宿禰麻呂卒す |
| 4(760) 12. 22 | 持統 | A | 殺人僧を還俗、陸奥国の柵戸に配す |
| 5(761) 4. 21 | 元正 | A | 賜姓 |
| 7. 19 | 宮子 | B | 遠江国の川の堤が決壊、修築 |
| 7(763) 4. 13 | 草壁 | B | 陸奥国飢餓のため賑給 |
| 6. 7 | 光明 | B | 尾張国飢餓のため賑給 |
| 6. 15 | 文武 | B | 越前国飢餓のため賑給 |
| 8(764) 7. 19 | 宮子 | B | 新羅使博多着、來朝の目的を問わしむ |
| 天平神護元(765) 4. 13 | 草壁 | B | 常陸・武蔵国飢餓のため賑給 |
| 2(766) 12. 22 | 持統 | A | 賜姓 |
| 神護景雲元(767) 4. 21 | 元正 | A | 放賤従良 |
| 7. 19 | 宮子 | A | 任官・賜姓 |
| 2(768) 7. 19 | 宮子 | C | 肥後国八代郡正倉に蝦 大発生 |
| 12. 22 | 持統 | A | 献物叙位 |
| 3(769) 6. 7 | 光明 | A | 賜姓 |
| 寶龜 元(770) 12. 7 | 元明 | A | 左大臣藤原永手に山背国の山を賜う |
| 12. 22 | 持統 | A | 贈太政大臣功封を元通り賜与 |
| 2(771) 5. 2 | 聖武 | A | 賜姓 |
| 12. 7 | 元明 | A | 筑前国の官員を廃止 |
| 12. 22 | 持統 | A | 大宰府管内の博士等に任期制導入 |
| 3(772) 6. 15 | 文武 | C | 仁王会を宮中、諸寺設く |
| 4(773) 5. 2 | 聖武 | A | 丹生川上神に戸四烟を充つ |
| 5(774) 4. 21 | 元正 | B | 美濃国飢餓のため賑給 |
| 5. 2 | 聖武 | A | 当麻真人高庭を本位に復す |
| 12. 3 | 天智 | A | 山辺真人笠の属籍を復す |
| 12. 22 | 持統 | A | 円方王薨 |
| 6(775) 4. 13 | 草壁 | C | 近江国白龜を献ず |
| 7. 19 | 宮子 | C | 霰が降る |
| 7(776) 5. 2 | 聖武 | A | 出羽の賊討伐のため東国の騎兵を發す |
| 6. 7 | 光明 | B | 播磨国の戸五十烟を唐招提寺に捨す |
| 7. 19 | 宮子 | C | 西大寺東塔に落雷 |
| 12. 22 | 持統 | B | 渤海国使漂着、越前国に安置供給す |
| 寶龜 8(777) 4. 13 | 草壁 | C | 氷が降る 太政官内裏の庁に落雷 |
| 8. 4 | 称徳 | A | 叙位 |
| 10(779) 4. 21 | 元正 | A | 唐使入京時の儀礼を定める・叙位 |

| | | | | |
|--------|---------------|----|---|-------------------|
| | 9. 14 | 紀氏 | A | 渤海・鐵利の使者放還の勅 |
| | 12. 22 | 持統 | A | 渤海使の請いにより、帰路の船を賜う |
| 天応 | 11(780)12. 22 | 持統 | A | 常陸国の神賤の神戸への編入許可 |
| 元(781) | 6. 7 | 光明 | A | 任官 |
| | 6. 15 | 文武 | A | 叙位 |
| | 7. 19 | 宮子 | C | 河内国の池水、血色に变じ悪臭を放つ |
| 延暦 | 12. 7 | 元明 | A | 叙位 |
| 元(782) | 4. 13 | 草壁 | A | 叙位 |
| | 8. 9 | 志貴 | B | 大和国に遣使し山陵の地を相せしむ |
| | 9. 9 | 天武 | A | 任官 |
| 2(783) | 7. 19 | 宮子 | A | 任官・叙位 |
| 4(784) | 12. 23 | 光仁 | A | 亡父の侍読の功により子に衣料を給す |
| 5(785) | 7. 19 | 宮子 | A | 太政官院落成、百官始めて朝座に就く |
| 7(787) | 5. 2 | 聖武 | B | 詔して諸社に祈雨せしめ、大雨降る |
| | 6. 7 | 光明 | A | 備前国の郡境・駅馬の位置変更を許す |
| | 12. 7 | 元明 | A | 征東大將軍紀古佐美に節刀を賜う |
| 8(788) | 4. 13 | 草壁 | A | 関司が飛駅の函を開くことを禁ず |
| | 12. 22 | 持統 | C | 多治比真人長野薨 |
| | 12. 23 | 光仁 | B | 中宮不予のため諸寺に読経を命ず |

(表Ⅶ) 延暦10年3月～延暦25年までの儀式・政務国忌日記事総数

| | 天智 | 天武* | 持統* | 草壁* | 文武* | 元明* | 元正* | 聖武 | 宮子* | 光明* |
|---|----|-----|-----|-----|-----|-----|--------|----|-----|-----|
| A | 0 | 3 | 3 | 1 | 2 | 1 | 1 | 0 | 3 | 3 |
| B | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 3 | 0 | 1 | 0 | 0 |
| C | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 計 | 0 | 3 | 4 | 1 | 2 | 4 | 2 | 1 | 3 | 3 |
| | 称徳 | 志貴 | 紀氏 | 光仁 | 新笠 | 乙牟漏 | | | | 総計 |
| A | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 2 | | | | 21 |
| B | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | | | | 8 |
| C | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | 3 |
| 計 | 1 | 3 | 0 | 1 | 1 | 3 | *: 廢国忌 | | | 32 |